

## 中小事業者の方へ 固定資産税の特例措置があります

中小事業者などが所有する事業用家屋と償却資産について、令和3年度分の固定資産税を事業収入の減少割合に応じて軽減します。

### ●対象者

次の要件をいずれか満たす中小事業者など

- ① 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
  - ② 資本または出資金を有しない、従業員1,000人以下の法人
  - ③ 従業員1,000人以下の個人
- ただし、大企業の子会社などは対象外となります。

### ●申告方法

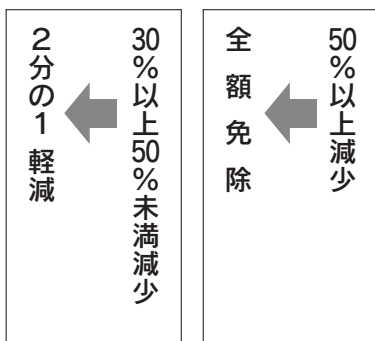
中小事業者などは、認定経営革新等支援機関等(商工会、青色申告会、認定を受けた税理士など)で書類の確認を受けた後で、期限までに税務課で申告をしてください。

### ●申告期限

令和3年2月1日(月)

### ●軽減率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月の事業収入の対前年同期比減少割合で軽減率を判定します。



### ●必要書類

- ① 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの)
- ② 特例対象資産一覧
- ③ 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式(コピー可)

問 税務課資産税班

☎(84)1212

## 自動車税(種別割)の滞納は見逃しません! 自動車税の滞納処分を強化

千葉県は、自動車税(種別割)の未納額の縮減のため、10月から5月までを滞納整理強化期間



とし、給与・預金・自動車などの差押えを一層強化します。自動車税(種別割)が未納の場合は、至急納付してください。

また、新型コロナウイルスや災害などにより一時的に納付できない場合は納税の猶予が認められる場合がありますのでご連絡ください。

問 東金県税事務所 ☎0475-54-0223

千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127

## 個人事業税第2期分の納期限は 11月30日(月)です

納付書を11月上旬に送付しますので、納期限までに納めてください。

納付方法は、金融機関やコンビニエンスストアでの窓口納付のほか、インターネットを利用したクレジットカードでの納付、口座振替などがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があり、納税が困難な方については、「徴収猶予の特例制度(無担保・延滞金なし)」があります。

申請期限は納期限までとなりますので、詳しくは東金県税事務所までお問い合わせください。

問 東金県税事務所

☎0475-54-0223

## たくさんのご支援ありがとうございます

町内の企業から新型コロナウイルス感染症対策として、不織布マスクなどの支援をいただきました。

支援していただいた企業のご紹介

9月18日 株式会社 五十嵐商会 千葉営業部 様  
不織布マスク

10月6日 株式会社 大手 千葉工場 様  
透明アクリルパーテーション 飛沫ブロッカー

